

スポーツ安全 保険のご案内

生涯学習課社会体育係【☎028(677)5155】
 (財)スポーツ安全協会栃木県支部【☎028(622)7878】

財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ活動を行う団体の団員やその指導者が安心してスポーツを楽しむことができるように、万一の事故に対応する傷害保険および賠償責任保険を行っています。保険に加入することで、心に余裕ができてスポーツ活動をより一層楽しむことができます。ご希望の方は、町武道館窓口に申込書を設置していますのでご来館ください。

加入できる団体

アマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う5人以上の団体（野球チームや婦人バレーボールチームなどの団体。ダンスやウォーキングなどもスポーツ活動に該当します）

保険期間

毎年、4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで
 ただし、4月1日以後の申し込みは、加入手続日の翌日午前0時から有効となり、
 終期は3月31日午後12時までです。



補償される事故

- ・傷害保険
団体の活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。
- ・賠償責任保険
他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。
- ・突然死葬祭費用保険（平成22年度までの共済見舞金制度から本保険制度に変わりました）
団体活動中および往復中の突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）の際に被保険者の親族が負担した葬祭費用の実額を支払います。（ただし、限度額あり）

補償される範囲

- ・団体活動中の事故
所属する団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間の事故。具体的には、活動場所に集合してから準備し活動し、解散するまでの間です。
なお、学校管理下の活動中の事故は対象となりません。
- ・団体活動への往復中の事故
所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故。

掛金・補償内容

掛金・補償額は、子ども・大人など加入区分によって異なります。
 (例) 大人のスポーツ活動を例にすると、1人あたり掛金年額1,600円で次の補償を受けることができます。

傷害保険				賠償責任保険 支払限度額	突然死葬祭費用 保険支払限度額
死亡 2,000万円	後遺障害(最高) 3,000万円	入院(日額) 4,000円	通院(日額) 1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円	突然死(急性心不全、脳内出血など)の葬祭費用 180万円

総合検診のお知らせ

健康福祉課健康係
 【☎028(677)6042】

6月から総合検診が始まります。
 前期(6月15日～25日まで)に受診予定の人には、5月中に受診票など必要な書類がお手元に届きます。

実施期日および会場 受付時間 8:30～11:00

	期日	曜日	会場
前期	6月15日	水	農業者トレーニングセンター
	6月16日	木	旧芳志戸小学校体育館
	6月17日	金	水橋分館(公民館)
	6月19日	日	農業者トレーニングセンター
	6月20日	月	農業者トレーニングセンター
	6月25日	土	工業団地管理センター
中期	9月7日	水	農業者トレーニングセンター
	9月8日	木	高橋地域体育館
	9月9日	金	町第2体育館
	9月10日	土	水橋分館(公民館)
	9月11日	日	農業者トレーニングセンター
	9月12日	月	生涯学習センター(旧下高根沢小体育館)
後期	10月28日	金	上給地域体育館
	10月29日	土	工業団地管理センター
	10月30日	日	農業者トレーニングセンター
	11月1日	火	農業者トレーニングセンター
	11月2日	水	水橋分館(公民館)
	11月4日	金	水橋分館(公民館)



※芳賀町国民健康保険以外の人で、特定健診を受診予定の場合は、受診券が必要です。検診当日に受診券がないと受けられませんので、検診日が近くなっても届かない場合は、所属の健康保険組合へ問い合わせてください。受診券の発行が遅れる場合は、町へ連絡し期日を変更するなどの対応をお願いします。

☆特定健診を受ける人は次の書類が必要です。

<ul style="list-style-type: none"> ○芳賀町国民健康保険に加入の人 ○後期高齢者の人 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ①5月中に町から送付する受診票等書類 ②保険証 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記以外の人 (社会保険、共済保険などの被扶養の人) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ①5月中に町から送付する受診票等書類 ②保険証 ③受診券(所属の健康保険組合が発行する)
<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングエイジ検診、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、結核検診は保険証に関係なく受けられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○検診期日や検診項目で変更・追加がある場合は、健康福祉課窓口か電話で連絡してください。

エンジョイスリム教室のお知らせ

健康福祉課健康係
 【☎028(677)6042】

エンジョイスリム教室にご参加いただき、ありがとうございます。
 この度の震災の影響で休止となっておりました、エンジョイスリム教室の再開は5月11日(水)・12日(木)を予定しています。
 皆さまのご参加をお待ちしております。

<5月の予定>

5月4日(水)、5日(木)はお休みさせていただきます。
 11日(水)、12日(木)、18日(水)、19日(木)、25日(水)、26日(木)は通常どおり実施します。
 (水曜日19:20～20:50、木曜日:10:00～11:30)

<6月の予定>

6月1日(水)、2日(木)から通常どおり実施予定です。